区議会のしくみ・区議会のしごと

区議会の役割

地方自治の精神は、近代国家における民主主義の最も基本的な考え方となっています。憲法が特に「地方自治」の章を設けているということは、まさにその現われです。そして、地方自治の基礎である住民の意思を決定する議決機関として、議会を設置することが憲法第93条に定められています。

区議会は「葛飾区」という地方公共団体の意思決定機関であり、約45万人の葛飾区民に代わって、それぞれの要望や意見をくみ取り、区の行政に反映させていきます。それが区議会の基本的な役割となっています。

区議会と区長

葛飾区には団体としての意思を決める議会（議決機関）と議会の決定に基づき事業を執行する区長（執行機関）とがあり、議会の構成員である区議会議員と、執行機関である区長は、ともに区民による選挙で選ばれます。

議会と区長はそれぞれ独立の機関で、対等の立場であり、権限・役割が明確に区分され、相互の牽制と調和によって公正な行政を確保するという、チェック・アンド・バランスの機能を活かして、区民のために区政を推進していきます。

本会議と委員会

全議員で構成する区議会の会議を本会議といいます。区の重要な事柄は、全て本会議で決定します。そのほかに議員の区政に対する一般質問などが行われます。本会議は、傍聴することができます。傍聴券は会議開始予定時刻の1時間前から区議会事務局で交付します。

議会で取り扱う問題を専門的に審査及び調査するため、委員会が設けられています。現在、区議会で常に設けられている委員会（常任委員会）は、総務、保健福祉、建設環境、文教の4常任委員会です。

また、必要に応じて特定の事件を審査する委員会（特別委員会）として、地方分権・行革、危機管理対策、都市基盤整備の3特別委員会があり、予算や決算を審査する特別委員会が毎年設置されます。このほか、議会の運営を協議するために、議会運営委員会が設置されています。

委員会は、所定の手続きにより、傍聴することができます。

議長・副議長

葛飾区議会議員の数は、区の条例で40人と定められており、議長と副議長は、議員の選挙で選ばれます。

議長は、議事を整理し、議場の秩序を保持するとともに、議会事務の統理を行います。さらに、対外的には議会を代表します。

副議長は、議長が欠けた時、病気や出張で不在の時に議長の代わりを務めます。

会派

議会の意思は、多数決によって決められます。そこで、共通の意見や考え方を持つ議員が、それらを議会の意思に反映させようとして結成したグループを、会派と呼んでいます。

会派は、単独の政党に所属する議員で結成する場合や複数の政党所属議員で結成する場合など、さまざまですが、円滑な議会運営を行っていくうえで必要なものです。

議決

区長や議員から提出された議案などを審議して、区議会の意思を決めることを議決といいます（下図参照）。

議決する主なものは、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、区が結ぶ重要な契約、財産の取得・処分などです。

選挙、選任・任命同意

区議会は、議長や副議長、選挙管理委員などを選挙で選びます。また、区長が副区長、監査委員を選任するとき及び教育委員を任命するときに、同意するか否かを決めます。

区政の調査と監査

区の仕事が正しく行われているかどうかを調査し、報告を求めることも、区議会の大切な仕事です。本会議で「一般質問」を行い、委員会で区から受けた報告に対して質問をするなど、常に、区政をチェックしています。

また、監査委員に専門的な監査を求めて、結果の報告を受けます。委員会は議決により議会の閉会中も審査や調査を行うことができます。

意見書、要望書の提出と決議

区民生活に関わる重大な問題でも、それが国や都の仕事であるため、区だけでは解決できないこともあります。このようなときには、関係機関に意見書や要望書を提出し、解決を求めています。

また、議会の意思表明として、決議を行うこともあります。

請願等の受理と審査

区議会では、区政に関する皆さんの意見や要望を請願や陳情といった形で受け付けています。詳しくは、7面中段「請願・陳情について」をご覧ください。

議案審議の流れ

区長・議員
議案（条例・意見書等）
- 議案提出権は、区長と議員双方にあります。

⇒

本会議
開会→議案説明→質疑→委員会付託／→討論→採決
- 本会議を開くには、議員定数の半数以上の出席が必要です。
- 議案提出者から、提案理由の説明があります。
- 議員が議案について、質疑を行います。
- 議案は原則として、委員会へ審査を付託されます。
- 委員会付託を省略した場合は、この場で議会として賛成か反対かを決めます。

⇒

委員会
総務委員会
保健福祉委員会
建設環境委員会
文教委員会
議会運営委員会
地方分権・行革特別委員会
危機管理対策特別委員会
都市基盤整備特別委員会
議案説明→質疑→意見表明→採決
- 議案について、審査を行い委員会として、議案に賛成か反対かの態度を決めます。

⇒

本会議
委員長報告→質疑→討論→採決→閉会
- 委員会の審査結果を報告します。
- 報告された内容について、議員が質疑を行います。
- 議員が議案について、賛成か反対かの意見を述べます。
- 議案について、議会として賛成か反対かを決めます。

葛飾区議会公式サイトをご利用ください

ホームページアドレス　http://www.katsushika-kugikai.jp/
※インターネット検索　「葛飾区議会」　でご覧いただけます。

区議会では、区民の皆さんに広く区議会の情報を提供するだけでなく、便利で親しみのある「人にやさしい区議会」を目標にホームページを開設しています。このホームページでは、障害がある方も利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、音声読み上げソフトに対応した、「ホームページのバリアフリー化」や、利用する方の利便性を考えた、「会議録検索システム」を導入しています。また、本会議等の模様については生中継・録画放送でご覧になることができます。

ホームページの主な内容

①お知らせのページ
　区議会からのごあいさつ、区議会の役割・仕組み・仕事、定例会（臨時会）の開催予定、本会議・委員会等の日程、請願・陳情の手続、本会議・委員会の傍聴、会議録等の閲覧、行政視察のご案内
②議案等のページ
　議案一覧・付託表、議決結果・賛否一覧、請願・陳情付託一覧、決議・意見書一覧、代表・一般質問
③委員会のページ
　各委員会の構成・所管事項と審査結果　など
④会議録検索のページ
　平成８年第１回定例会以降の本会議会議録、平成17年４月以降の委員会会議録の検索・閲覧
⑤各種資料のページ
　会派別議員名簿、会議開会の状況、議会日誌、定例会（臨時会）で審議された議案、議会だより、議長交際費
⑥子供のためのページ
　区議会の役割・仕事、おまけ（クイズ）　など
⑦その他のページ
　区議会へのご意見・お問い合わせ、リンク集、区議会用語集　など
⑧議会中継
　過去１年間の本会議及び予算・決算審査特別委員会の視聴

請願・陳情について

区議会では、区政などについて区民の皆さんの希望や要望を、請願や陳情という形で受け付けています。

▼請　願（議員の紹介があるもの）
請願は、１名以上の議員が趣旨に賛同し、請願書に紹介議員として署名したもので、本会議において委員会に付託します。
委員会は、これを審査し、その結果、採択・不採択の結論が出たものは、請願者に通知します。また、採択した請願のうち、区で処理する必要があるものは、区長など関係機関に送り、その実現に努力するよう求めます。さらに、国や都の仕事に関するもので、意見書や要望書の提出を必要と認めるものについては、関係機関にこれを提出し、その実現に努力するよう求めます。

▼陳　情（議員の紹介がないもの）
原則として、委員会に付託せず関係委員会に参考のため送付します。ただし、内容によって請願と同様に扱うことが適当と認められるものは、請願と同様に本会議において、委員会に付託します。

▼請願書（陳情書）の提出方法
区議会へ請願書（陳情書）を出される方は、作成例を参考にしてください。
（1）請願書は、紹介議員１名でも結構です。
（2）請願者及び紹介議員が氏名を自署しているときは、押印の必要はありません。
（3）次の請願には、必ず関係書類を添付してください。
　①道路・建物などに関するものについては、案内図・略図など
　②団体の運営補助金などに関するものについては、予算書・決算書・会則・事業内容・役員名簿など

平成26年請願・陳情の委員会別件数

（1）委員会別受付件数

		常任委員会					議会運営委員会	特別委員会			計
		総務	保健福祉	建設環境	文教			地方分権・行革	危機管理対策	都市基盤整備	
請願	新規受理		4	1							5
	前年継続										
陳情	新規受理										
	参考送付	2	2								4
	前年継続										
合計		2	6	1							9

（2）委員会別審査件数

		常任委員会					議会運営委員会	特別委員会			計
		総務	保健福祉	建設環境	文教			地方分権・行革	危機管理対策	都市基盤整備	
請願	採択		1								1
	不採択		3	1							4
	継続										
	取り下げ										
	廃案										
陳情	採択										
	不採択										
	継続										
	取り下げ										
	廃案										
合計			4	1							5

【請願書（陳情書）の作成例】

《表紙》
○○○○○に関する請願
（陳情）

紹介議員
○　○　○　○　（印）
×　×　×　×　（印）
△　△　△　△　（印）
□　□　□　□　（印）

《本文》
件名　○○○○○に関する請願（陳情）
趣旨　○○○○○○してください。
理由　○○○○○○○○○○○○○
　○年○月○日
葛飾区議会議長
　○　○　○　○殿
郵便番号　□□□－□□□□
請願（陳情）者の住所
　○○○丁目○番○号
団体名　○○○○○
氏名（代表者）○　○　○　○（印）
電話番号　（○○○○）○○○○

子ども区議会が開催されました

昨年12月25日、子どもたちに区議会の仕組みや議会制度についての理解と、区政への関心を深めてもらうため、45人の小・中学生からなる、子ども区議会が開催されました。

当日は、秋家聡明議長、青木克徳区長をはじめ、区議会議員、区幹部職員などが出席しました。

本会議では、7人が子ども区議会議員の代表として、待機児童、ポイ捨て防止、安心・安全な登下校など、日頃から自分たちが感じていることについて一般質問を行い、区長、教育長から答弁が行われました。

また、本会議を休憩して、3つの委員会を開き、高齢者福祉、環境問題、災害時の行動、学力向上、スポーツ施設、公園などについて、全員が活発な質問を行い、各部長から答弁が行われました。

最後に、決議案作成委員が子ども区議会議員を代表して「これからの葛飾区をより安心で活発なまちにするための決議」を提案しました。

決議案は、子ども区議会議員全員の意見を踏まえて検討し作成したもので、健康と医療の充実、防災、公共施設の充実、安全・安心なまちづくりについて、全ての区民が考え、努力することを強く求めるとまとめられたものです。

決議案は本会議で全会一致で可決され、子ども区議会は終了しました。